第五条第一項中「当該四半期の末日が事業年度の末日及び中間事業年度の末日のいずれでもない場合において」を「最終指定親会社は、四半期ごとに」に改め、「の各号」を削り、同項第八号中「第三条第二項に定める」を「連結における」に改め、同項第九号を次のように改める。

九　連結自己資本規制比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前号の自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

第五条第一項第十一号中「詳細」の下に「（前号に掲げる事項を除く。）」を加え、同条第二項中「により作成し、」を「により、」に、「作成しなければならない」を「それぞれ作成するものとする」に改める。

第五条の次に次の附則を加える。

附　則

金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部を改正する告示（平成二十六年金融庁告示第二十一号）の適用の日から平成三十年三月三十日までの間における第三条第一項及び第三項第十一号（これらの規定を第四条において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第五条第一項第九号の規定の適用については、これらの規定中「別紙様式第一号」とあるのは、「附則別紙様式」とする。

（附則別紙様式）

（単位：百万円、％）

項目		経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目　(1)			
普通株式に係る株主資本の額			1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額			1a
うち、利益剰余金の額			2
うち、自己株式の額（△）			1c
うち、社外流出予定額（△）			26
うち、上記以外に該当するものの額			
普通株式に係る新株予約権の額			1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額			3
普通株式等Tier 1 資本に係る調整後少数株主持分の額			5
経過措置により普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額			
……（その内訳を記載）			
……			
普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目の額　(イ)			6

普通株式等Tier 1 資本に係る調整項目　(2)			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額			8+9
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額			8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額			9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額			10
繰延ヘッジ損益の額			11
適格引当金不足額			12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			13
負債の時価評価により時価評価差額であって自己資本に算入される額			14
退職給付に係る資産の額			15
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額			16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額			17
少数出資金融機関等の普通株式の額			18
特定項目に係る十パーセント基準超過額			19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額			19
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額			22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額			23
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			24
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			25
その他Tier 1 資本不足額			27
普通株式等Tier 1 資本に係る調整項目の額　(ロ)			28
普通株式等Tier 1 資本			
普通株式等Tier 1 資本の額（(イ)－(ロ)）　(ハ)			29